

# 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理 機構の平成25年度の業務実績の評価結果

平成26年8月18日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成25年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「施設整理機構」という。）は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は同改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」という。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的として、平成17年10月1日に発足した独立行政法人である。

平成22年8月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成22年法律第48号）により、施設整理機構の存続期限が2年間延長された。

平成23年6月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号）により、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、社会保険病院・厚生年金病院及び船員保険病院（併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の運営・管理等を目的とした「独立行政法人地域医療機能推進機構」（以下「新機構」という。）に改組されることになった。

新機構への改組日については、当該改正法の公布の日（平成23年6月24日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされ、平成24年3月に公布された「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成24年政令第42号）により、平成26年4月1日とされた。

これを受けて、平成24年3月に、中期目標等を変更し、施設整理機構の中期目標期間を、平成17年10月1日～平成24年9月30日までの7年間から、平成17年10月1日～平成26年3月31日までの8年6月間に変更するとともに、平成24年度、平成25年度の2年度については新機構への改組の準備を行うといった業務を追加している。

本年度の施設整理機構の業務実績の評価は、厚生労働大臣が定めた平成24年3月の変更後の中期目標（平成17年度～25年度）の第9年度（平

成25年4月～26年3月)の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成22年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。)や「平成22年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(平成23年12月9日同委員会。以下「2次意見」という。)及び「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)等も踏まえ、評価を実施した。

平成21年度までの施設整理機構の評価に当たっては、施設整理機構は、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立って、施設整理機構設立後(平成17年10月)から平成22年9月までの5年間で全ての年金福祉施設等(社会保険病院等を除く。)を譲渡又は廃止することを使命(ミッション)とし、譲渡に当たっては、価格は極力高く、かつ、全ての施設を譲渡するという、両立が極めて困難な2つの大きな使命を与えられていたことから、

- ・ 施設整理機構設立後から平成22年9月までの5年間で施設整理機構に出資した全ての年金福祉施設等(社会保険病院等を除く。)の譲渡又は廃止をする
- ・ 各年度にあっては、年度計画に定める年金福祉施設等(社会保険病院等を除く。)の譲渡又は廃止をする
- ・ 年金資金等の損失を最小化する観点から、適正な譲渡価格を設定するといった事項についての評価を基本とし、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて考慮した総合的な評価をこれまで実施してきた。

また、平成22年度の施設整理機構の評価に当たっては、平成21年度までの評価に加え、2度にわたる独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律により、平成22年8月公布の法改正では存続期限が2年間延長されたが、平成22年度時点では、新組織への改組について不透明な状況であったという特異な経過を踏まえ、

- ・ 施設整理機構の当初の使命は、5年間で年金福祉施設等(社会保険病院等を除く。)を譲渡又は廃止することであったこと

- 平成22年8月公布の法改正により、施設整理機構の存続期限が2年間延長された一方、社会保険病院等については、最終的な受け皿組織が決まらない中で運営・管理を行い、厚生労働大臣からの譲渡指示に備えてきたことから、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く。）の譲渡又は廃止と社会保険病院等の運営・管理又は譲渡への対応を分けて評価を行うとともに、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く。）の譲渡に関しては、平成22年9月までに年金福祉施設等（社会保険病院等を除く。）300施設全ての譲渡が完了したことから、譲渡完了に至る期間を含めて評価を行ったところである。

平成23年度においては、平成23年6月公布の法改正により、年金福祉施設等の譲渡又は廃止から社会保険病院等の運営・管理等を目的とした新機構への改組に向けて業務内容が大きく変化したこと、また、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したことにより社会保険病院等に大きな被害があったことを踏まえ、平成23年度の評価に当たっては、

- 厚生労働大臣からの譲渡指示のあった健康保険鳴門病院（看護専門学校を含む。以下「健康保険鳴門病院等」という。）及び川崎社会保険病院（介護老人保健施設を含む。以下「川崎社会保険病院等」という。）の譲渡
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた病院の復旧
- 社会保険病院等の運営・管理等を目的とした新機構への改組に向けて、引き続き地域医療に貢献できるよう、社会保険病院等の経営状況・資産状況を把握するために実施した財務調査（第2フェーズ）の実施及び分析・検討を行うためのデータを整備

といった事項についての達成状況、具体的な取組方法、又はその取組における創意工夫について、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて考慮し評価を行った。

平成24年度においては、社会保険病院等の譲渡業務が平成23年度の2病院から平成24年度は6病院となったこと、また平成24年3月30日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うこととなったことを踏まえ、平成24年度の評価に当たっては、

- 新機構への改組に向けて、準備業務を行う組織体制の整備、社会保険病院等の委託先団体との調整及び新機構の運営方針の策定

- ・ 新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い財務運用と適正な内部統制を確保する観点から、実施した財務調査（第3フェーズ）の実施及びその対応
- ・ 厚生労働大臣からの譲渡指示のあった健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院（介護老人保健施設を含む。以下「東京北社会保険病院等」という。）、社会保険鰺沢病院（介護老人保健施設を含む。以下「社会保険鰺沢病院等」という。）及び社会保険紀南病院（社会保険紀南看護専門学校を含む。以下「社会保険紀南病院等」という。）の譲渡業務への取組み

といった事項についての達成状況、具体的な取組方法、又はその取組における創意工夫について、中期目標等に定める事項が適切に行われたかを考慮し評価を行った。

平成25年度においては、社会保険病院等の譲渡業務として6病院（引渡4病院、契約・引渡2病院）の譲渡を行うことが求められたこと、また、平成26年3月末までの限られた時間内に、大きな混乱が生じることなく新機構への移行準備作業を完了させることが求められたことを踏まえ、平成25年度の評価に当たっては、

- ・ 平成26年4月に新機構を発足させるための移行準備等の状況
- ・ 新機構への改組に向けての社会保険病院等の委託先団体との調整及び準備業務の完了
- ・ 新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い財務運用と適正な内部統制を確保する観点から実施した財務調査（第4フェーズ）の実施及びその対応
- ・ 厚生労働大臣からの譲渡指示のあった健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等、社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等の譲渡業務への取組み

といった事項についての達成状況、具体的な取組方法、又はその取組における創意工夫について、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて考慮し評価を行った。

## (2) 平成25年度業務実績全般の評価

平成25年度は施設整理機構としての最終事業年度である。施設整理機構発足以来、業務の基幹を占めてきた施設譲渡業務については、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く。）は既に全施設の譲渡が完了し、残る社

会保険病院等の譲渡については厚生労働省の譲渡指示を受けて対応するスキームであるため、譲渡指示に対応する体制を最低限確保した上で、直前に迫った新機構への移行準備作業を限られた職員体制で、効率的に、完遂したことは、大いに評価できる。

新機構への改組に当たっては、従来は委託先団体が運営してきた病院等を独立行政法人が直接運営することになること、委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったこと、財務及び内部統制調査（第3フェーズ）を通じて委託先団体の多くの病院の財務及び内部統制の状況に重大な問題があることが把握され、その改善を施設整理機構が直接指導することが厚生労働大臣から命ぜられたことなど、準備作業を進める中で当初想定されていなかった様々な困難な課題への対応が求められた。

こうした様々な困難にもかかわらず、限られた職員体制の下で、新機構への移行に向けた広範かつ大量な業務を的確に実施した。その結果、平成26年3月末までの限られた時間内に移行準備作業を完了させ、大きな混乱を生じることもなく平成26年4月の新機構発足を果たすことができたことは、極めて高く評価できる。

一方、平成25年度においては、社会保険病院等の譲渡について過去最多の6病院（引渡4病院、契約・引渡2病院）の譲渡を実施するとともに、新機構の移行に先立ち、今後利用見込みのない不動産(10件)を洗い出し売却を年度末までに完了したことは、評価できる。また一般管理費（人件費除く）については、調達の実績や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努め、平成17年度との比較で過去最高の64%節減、平成24年度決算額との比較でも12%節減していることは評価できる。

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画では平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を掲げているが、平成25年度末の常勤役職員数は平成24年度末比▲2名の22名の体制となっており、また、基準人員41名に対しては、業務の比重の変化に即して効率的な業務運営体制を構築してきたことから、目標の8%を大幅に上回る46.3%を削減していることは大いに評価できる。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、次の2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別添として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 効率的な業務運営体制の確立

平成25年度は施設整理機構としての最終事業年度である。施設整理機構発足以来、業務の基幹を占めてきた施設譲渡業務については、全ての年金福祉施設等（社会保険病院等を除く。）の譲渡が既に完了し、残る社会保険病院等の譲渡については、厚生労働省から譲渡指示を受けて対応するスキームであることから、譲渡指示に対応する体制を最低限確保した上で、直前に迫った新機構への移行準備作業を限られた職員体制で確実に処理するため、業務運営体制の効率化に努めたことは大いに評価できる。

新機構への改組に当たっては、従来は委託先団体が運営してきた病院等を独立行政法人が直接運営することになるため、新機構の使命や組織運営の姿（説明責任・透明性等）を内外に示しながら準備を進め、改組に向けた委託先団体との調整に当たっては、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対して関係者の抵抗があったこと、②財務及び内部統制調査を通じて委託先団体の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが判明し、その改善を施設整理機構が直接指導することが厚生労働大臣から命ぜられたことなど、準備作業を進める中で当初想定されていなかった様々な困難な課題への対応が求められたにもかかわらず、①財務及び内部統制に関する対応、②中期計画等への対応、③新機構病院の名称、組織等への対応、④給与等への対応、⑤職員の採用等への対応、⑥新機構が保有することとなる資産の確定等の対応、⑦病院の運営に係るシステム対応、⑧その他の種々の事務への対応、⑨総合診療医の育成への対応等について、限られた職員体制の下で広範な業務を的確に実施しており、平成26年3月末までの限られた時間内に移行準備作業を完了して、大きな混乱を生じることもなく平成26年4月の新機構発足を果たしたことは大いに評価できる。

このように移行準備作業に職員が総出であたる一方、平成25年度においては、社会保険病院等の譲渡について過去最多の6病院（引渡4病院、契約・引渡2病院）の譲渡を行い、さらに、新機構の移行に先立ち、今後利用見込みのない不動産を洗い出し、移行前に売却する方針を立てて、該

当する10件の不動産の売却を本年度末までに完了していることは評価できる。

また平成25年度は、業務の大半を新機構への移行準備作業が占める状況になってきたことに伴い、地域医療機能推進機構準備室には医療制度や病院運営に関する経験のある職員が厚生労働省から増員配置され、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られた一方、譲渡業務について施設整理機構の過去8年間の譲渡業務を通じて蓄積したノウハウを最大限に活用するとともに、引き続き民間の専門的知見を活用できる体制も確保した上で、業務体制の見直しを行っており、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画では平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を掲げているが、上記のような業務の比重の変化に即して効率的な業務運営体制を構築してきた結果、平成25年度末の常勤役職員数は平成24年度末比▲2名の22名の体制となっており、また、基準人員41名に対しては、業務の比重の変化に即して効率的な業務運営体制を構築してきたことから、目標の8%を大幅に上回る46.3%を削減していることは大いに評価できる。

## (2) 業務管理の充実

新機構への移行準備作業としては、極めて広範かつ多様な内容に加え、57病院との調整が必要なため事務量的にも極めて膨大な作業が必要とされた。これらの膨大な作業を、平成26年4月の新機構移行までに完了させるため、移行までに必要な全業務をリストアップし、各業務の担当者と責任者を決めて、平成26年4月までの業務スケジュールを作成し、毎月初めの定例会議で進捗状況を報告させ、業務分担の見直しを含めた修正を常に行いながら進行管理を行った。その結果、平成26年3月末までの限られた時間内に、新機構発足までに必要とされた移行準備作業を完了させ、大きな混乱を生じることもなく平成26年4月の新機構発足を迎えたことは極めて高く評価できる。

新機構への移行を踏まえ、遊休不動産の売却を行うとともに、委託先団体が特別会計で保有する不動産、医療機器等の固定資産の寄付を受け、新機構発足時における固定資産データの整備を前倒しで進めており、厚生労働大臣から譲渡指示のあった6病院（健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等、社会保険鵜沢病院等



及び社会保険紀南病院等)の譲渡について、進捗管理の徹底を図り適切に実施していることは評価できる。

また新機構への移行に際し、委託先団体の職員は一旦退職し退職金が支払われること、また、新機構では給与が低くなる職員もいること等から、職員の大幅な離職による人員不足が懸念された。こうした懸念に対し、「理事長から職員の皆さんへのメッセージ」(職員が乗り越えるべき課題、新機構が果たすべき使命、地域医療における新たなブランドを作るなど新機構の魅力の説明したもの)を示し、各病院において職員への丁寧な説明を行うよう促すなど、各病院と一体となって対応した結果、新機構発足時の常勤職員数については、改組前とほぼ同数の約2.3万人を確保することができたことは大いに評価できる。

さらに、施設整理機構保有施設や施設整理機構以外の機関が保有する物件につき、施設整理機構を通じて優先譲受・随意契約ができる等の偽情報が流布されているとのリスクに対して、偽情報による被害の発生を抑止のため、当事者より詳細な事情聴取を行い、関係当局への情報提供を行うと共に、ホームページにおいて周知を図っていることは評価できる。

### (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費(人件費除く)については、調達の実態や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努め、平成17年度との比較で過去最高の64%節減、平成24年度決算額との比較でも12%節減していることは評価できる。さらに、業務経費についても、業務内容の精査、一般競争入札の徹底等を図るとともに、改組準備についても、新規開発を当初想定していた新機構の財務システムを旧全社連が使用していたシステムをベースとして、独法会計基準に対応させる改修で対応するなど、できる限りの節減に努めた結果、予算11,165百万円に対して、実績は6,762百万円、予算比4,403百万円の減となっている。また各種調達に当たっても、原則として一般競争入札によることし、一般競争入札になじまない一部の業務については企画競争を行い、徹底した経費節減を図っていることは評価できる。

また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)や「調達の適正化について(依頼)」(平成22年4月6日厚生労働大臣通知)等に基づく、契約監視委員会の設置、随意契約等見直し計画の策定、一般競争入札の徹底等の各種取組みを着実

に実施していることは評価できる。

#### (4) 各施設の経営状況等の把握、施設整理機構の業務内容に関する地方公共団体への説明

各社会保険病院等の経営実績等については、平成22年度から実施してきた財務調査（第1～3フェーズ）に引き続き、平成25年度においても平成25年3月期の各病院等の財務諸表を基に実施した財務調査等（第4フェーズ）により施設整理機構資産を含めた経営状況等を把握したことは評価できる。また平成22年度に実施した不動産調査時に把握した土地・建物の利用状況等の情報を活用して、今後、新機構において利用見込みのない不動産の洗い出しを行い、売却方針とした不動産（10件）が所在する地方公共団体に対し、当該不動産の取得に係る意向調査を行っている。さらに平成24年12月10日付で厚生労働大臣から譲渡指示が出された社会保険鰯沢病院等については山梨県及び富士川町に、社会保険紀南病院等については和歌山県にそれぞれ譲渡条件等の要望について意見を徴したうえで譲渡条件等を策定したことは評価できる。

#### (5) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止

平成25年度については、前年度までに契約を締結した4病院（健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等）の譲渡業務を行うとともに、社会保険鰯沢病院等及び社会保険紀南病院等について、所在地方公共団体より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見照会を行い、その回答を踏まえ施設整理機構において策定した譲渡条件を付して売買契約を締結し、すべての病院について地域医療が継続されることに配慮しつつ、本年度末までに引渡しまでの業務を完了したことは評価できる。また新機構において利用見込みのない不動産を施設整理機構において売却するため、平成22年度に実施した不動産調査結果等を踏まえて10物件を洗い出し、取得要望のあった地方公共団体に随意契約により譲渡した1件を除き、一般競争入札により本年3月までにすべての譲渡を完了したことは評価できる。なお、政府からの出資時期以降における地価の下落により、出資価格対比額では▲23億円となったものの売却原価対比額では+43億円となった。

平成25年度において行った具体的な譲渡業務は、以下のとおり。

1. 平成24年3月28日付で徳島県と売買契約を締結した健康保険鳴門病院等について、平成25年4月1日に引渡しを行った。
2. 平成24年5月30日付で医療法人社団葵会と売買契約を締結した川崎社会保険病院等について、平成25年4月1日に引渡しを行った。
3. 平成24年12月11日付で学校法人東北薬科大学と売買契約を締結した東北厚生年金病院について、平成25年4月1日に引渡しを行った。
4. 平成25年1月23日付で公益社団法人地域医療振興協会と売買契約を締結した東京北社会保険病院等について、平成26年3月10日に引渡しを行った。
5. 平成24年12月10日付で厚生労働省から富士川町への譲渡指示のあった社会保険鯉沢病院等については、平成25年7月25日付で峡南北部二病院統合事務組合と売買契約を締結し、平成26年3月31日に引渡しを行った。
6. 平成24年12月10日付で厚生労働省から公立紀南病院組合への譲渡指示のあった社会保険紀南病院等については、平成26年1月31日付で売買契約を締結し、平成26年3月12日に引渡しを行った。

#### **(6) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全**

財務調査等により社会保険病院等の経営状況及び資産状況等を把握し、委託先団体の自主整備に加えて、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されておらず、耐震性に大きな問題がある病院建物の耐震補強工事を施設整理機構の費用負担により実施することにより、地域の医療体制を損なうことのないよう配慮して運営を行ったと認められ、評価できる。

また、新機構への移行に備え、平成22年度以降に実施した財務調査（第1～3フェーズ）に引き続き、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、新たに独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、財務調査等（第4フェーズ）を行い、前回の内部統制調査での検出事項のフォローアップを行い、適切な運営ができるよう指導を行っている。

さらに、個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について施設整理機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、新機構のミッションの確認、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行い、その結果を踏まえて新機構の各病院の事業計画案を作成したことは評価できる。

#### (7) 買受需要の把握及び開拓

新機構において利用見込みのない不動産については、施設整理機構において売却する方針とし、対象となった10件の不動産が所在する地方公共団体宛て取得の意向について調査を行っている。また施設に係る買受け情報については、個別の施設について売却時期等の問合せがあった場合にデータベースに記録して管理しており、今般の遊休不動産の譲渡に際しても、入札に際し官報公告やホームページにて買受者を募集すると同時に情報を提供して入札参加勧誘を行い、入札参加者の増加に繋げている。これらの利用見込みのない不動産の売却にあたっては、入札要綱の作成・配布等の業務を外部委託により行っているが、情報提供先や入札参加見込み等については、定期的に施設整理機構が報告を受けることにより進捗管理を行い、対象物件を期限内に全件売却することができたことは評価できる。

#### (8) 情報の提供

施設整理機構としては、積極的に、開示可能な情報は可能な限り開示し、透明性確保に努めている。平成25年8月には、全社連病院が平成24年度決算において約120億円の決算修正を行うことになったこと、今後の全社連病院の適正な財務・会計処理については施設整理機構が直接各全社連病院を指導するよう厚生労働大臣から命ぜられたことについて記者会見を開き説明するとともにホームページにて公表した（「全社連病院の決算修正等について」）ことは評価できる。

#### (9) 新機構への改組に向けた準備

平成25年度においては、前年度における新機構への移行準備の取組みを基盤としつつ、移行準備最終年度として移行準備の仕上げを行った。改組に当たっては、新機構の使命や組織運営の姿（説明責任・透明性等）を示しながら準備を進めた。

改組に向けた委託先団体との調整に当たっては、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗が見られたこと、②財務調査を通じて委託先団体の多くの病院の財務及び内部統制の状況に重大な問題があることが把握され、その改善を施設整理機構が直接指導することが厚生労働大臣から命ぜられるなど、準備作業を進める中で当初想定されていなかった様々な困難への対応が求められることとなった。

こうした様々な困難にもかかわらず、施設整理機構においては、以下に掲げる諸事項等を限られた体制で的確に実施し、平成26年4月の新機構発足を果たすことができたことは大いに評価できる。

## 1. 中期計画等の作成

- ・ 新機構発足に当たっては、厚生労働大臣から中期目標が示され、当該目標を踏まえた中期計画、事業計画を新機構が策定することとなるが、それらの内容について厚生労働省等と度重なる調整を行い、中期計画・事業計画については新機構の病院として果たすべき機能など具体的な取組を多く盛り込んだ。
- ・ 数値目標として、各病院に期待される機能に係る目標（紹介率、救急患者受入数等）や新機構全体としての取り組みに係る目標を設定した。
- ・ 平成26年2月及び3月には、厚生労働省独立行政法人評価委員会地域医療機能推進部会において中期計画（案）等について説明をし、その内容について了承を得た。

## 2. 新機構病院の名称、組織

- ・ 委託先団体が運営していた際には、病院の名称には「社会保険」等の旧委託先団体を示す文言が含まれた病院名となっていた。こうした文言を残すことを希望する病院もあったが、病院と度重なる調整を行い、すべての病院についてこうした文言を含まない名称に変更した。
- ・ 病院内の組織体制については、委託先団体の病院ではまちまちであったが、新機構病院として病床規模に応じた統一の組織体制とすることとし、従来の病院組織からの移行を図った。

### 3. 給与等

- ・ 委託先団体で給与体系が異なり、特に全社連については全病院（47病院）が異なる体系となっており、また、給与・賞与の水準が公的病院水準よりも高い病院が存在するという困難な状況があったが、新機構への移行に当たっては、統一の給与体系、公的病院の給与と遜色のない給与水準にするとの方針の下、各病院との調整を行った。
- ・ また、新機構に移行する職員については、新機構移行時における給与設定については、それまでの病院における評価等を踏まえた給与設定とすることとし、膨大な作業量の調整を病院との間で行った。

### 4. 職員の採用等

- ・ 委託先団体の職員については、基本的に全員を採用することは病院職員に伝えていたが、委託先団体を一旦退職することから退職金が支払われること、また、新機構では給与が低くなる職員もいること等から、職員の大幅な離職による人員不足が懸念された。こうした懸念に対し、「理事長から職員の皆さんへのメッセージ」（職員が乗り越えるべき課題、新機構が果たすべき使命を改めて説明し、地域医療における新たなブランドを作るなど新機構の魅力を説明したもの）を示し、各病院において職員への丁寧な説明を行うよう促した。
- ・ こうして各病院と一体となって対応した結果、新機構発足時の常勤職員数については、改組前とほぼ同数の約2.3万人を確保することができた。

### 5. 新機構が保有することとなる資産の確定等

- ・ 委託先団体の病院に係る資産については、施設整理機構と旧3団体の病院運営に係る委託契約に基づき施設整理機構に引き渡され、引き続き新機構が保有して病院運営を行うことを基本とし、新機構における病院運営で必要がない資産は事前に処分させるとともに、施設整理機構に引き渡す膨大な資産の一覧を確定する作業を委託先団体と実施した。

## 6. 病院の運営に係るシステム対応

- ・ 新機構の発足にあたり、旧全社連病院のネットワークをベースとして、旧厚生団と旧船保会の病院を同ネットワークに接続し、新機構の全病院を結ぶネットワークシステムを構築した。
- ・ 人事・給与システム、財務システムについては、新機構発足時から全病院統一のシステムで稼働することを方針とし、限られた時間の中で円滑に運用が可能となるようシステム関連業者とともに稼働に向けた準備を行った。
- ・ 財務システムについては、旧全社連が使用していたシステムをベースとしつつも独法会計基準に対応させる改修が必要であり、人事・給与システムについては、新機構発足に当たり新たに構築をした。
- ・ 各病院のホームページについては、委託先団体の中でも体裁等が統一されていなかったが、新機構発足に向けて、統一的なフォーマットを作成し、既存のホームページをそのフォーマットに移行することにより、全病院が統一感のあるホームページを構築することができた。

## 7. その他移行準備業務

- ・ 新機構の運営に必要な就業規則等の各種規程等の作成
- ・ 組織の名称変更等に伴う厚生局・都道府県等に対する届け出等に係る対応
- ・ 医薬品の共同調達
- ・ 委託先団体における医療紛争の承継、保険契約等に係る調整
- ・ 新機構発足時に配布するパンフレットや機関誌の作成
- ・ 新たな業務への準備（総合診療医の育成）

## (10) 財務内容の改善に関する事項

平成25年度の前期繰越金を除く収入については、譲渡収入、運用収入及び施設委託先特別会計清算金等の増により予算比40億円のプラスとなった。支出についても、各種の節減に取り組んだことにより、業務経費44億円、一般管理費0.5億円がそれぞれ予算比で節減が図られている。

具体的には、業務経費については、業務内容の精査、一般競争入札の徹底等により、できる限りの節減に努めた結果、予算11,165百万円に対して、実績は6,762百万円、予算比4,403百万円の減となって

いる。

また一般管理費については、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の見直しと同様の人件費の削減、調達の実効性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、予算136百万円に対して、実績は85百万円、予算比51百万円の減となっており、評価できる。

#### (11) その他業務運営に関する事項

人事については、業務の大半は新機構への移行準備作業が占める状況になってきたことに伴い、地域医療機能推進機構準備室には医療制度や病院運営に関する経験のある職員が厚生労働省から増員配置され、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られた一方、譲渡業務について施設整理機構の過去8年間の譲渡業務を通じて蓄積したノウハウを最大限に活用するとともに、引き続き民間の専門的知見を活用できる体制も確保した上で、業務体制の見直しを行ったことは評価できる。

平成25年度に係る国庫納付金としては、予算上13,837百万円が計上されていたが、新機構への移行時期が平成26年4月であることから、財務省と協議した結果、平成25年度においては、東日本大震災に係る国家公務員の給与見直しに関連した削減額（19百万円）のみを国庫納付し、残余は平成26年度において、売却収入を踏まえた剰余金及び3団体の清算金等をもとに国庫納付を行うことになっている。

これまで国庫納付については、譲渡収入を財源として、翌年度の施設整理機構の業務に必要な経費として厚生労働大臣から示される金額を控除した額を算出し、譲渡収入のあった翌年度に納付してきたが、施設整理機構としての評価は今回が最後となるため、平成26年度に行われる国庫納付についても今回合わせて評価を行うこととした。平成26年度に納付される国庫納付は、これまでの国庫納付のような施設譲渡に伴う収入に加え、病院経営3団体との委託契約終了に伴う清算剰余金を含めて行う必要があり、例年にはない清算作業を委託先3団体との間で行うとともに、財務省との間で協議を進め、新機構の立ち上げ時に必要となる運転資金等として一部を留保したうえで、国庫納付することとするなど、従来の国庫納付に



はない、委託契約の終了と新機構の発足に伴う特別な業務を円滑に進めたものであり、国庫納付額もこれまでで最大規模のものとなることと合わせて評価できる。

また譲渡業務諮問委員会については、業務内容の変化に合わせ、譲渡業務のみならず、病院経営に関する知見を有する外部の有識者も委員に加えて運営しており評価できる。

さらに、施設整理機構の保有する個人情報保護に関し、対処すべき問題は起きておらず、法務文書課を中心に適切に保護・管理に努めているものと認められる。